

平成26年9月12日
改定 平成30年3月26日

せんだい
**川内地域の緊急時対応
(全体版)**

内閣府政策統括官(原子力防災担当)
川内地域原子力防災協議会

1. はじめに	P.2
2. ^{せん だい} 川内地域の概要	P.3
3. 緊急事態における対応体制	P.8
4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応	P.20
5. PAZ内の全面緊急事態における対応	P.33
6. UPZ内における対応	P.44
7. 放射線防護資機材、物資、燃料備蓄・供給体制	P.85
8. 緊急時モニタリングの実施体制	P.96
9. 原子力災害時の医療の実施体制	P.105
10. 国の実動組織の支援体制	P.115

(注1) 公式表記は、「薩」であるが、本資料においては、一部入力の都合上「薩摩川内市」を用いているところがある。

(注2) 本資料の地図は、(C)2016ZENRIN(Z05E-第175号)を用いている。

1. はじめに

・この「^{せんだい}川内地域の緊急時対応」は、内閣府が設置した^{せんだい}川内地域原子力防災協議会において、九州電力(株)^{せんだい}川内原子力発電所に起因する原子力災害に関し、原子力災害対策重点区域を含む鹿児島県及び関係市町の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をとりまとめたもの。

2. ^{せんだい}川内地域の概要

- 川内原子力発電所は、九州電力(株)が鹿児島県薩摩川内市に設置している原子力発電所である。
- 川内原子力発電所は、昭和59年7月から1号機による営業運転を開始。昭和60年11月に2号機の運転を開始している。

九州電力(株)川内原子力発電所について

(1) 所在地 鹿児島県薩摩川内市久見崎町

(2) 概要

1号機 : 89.0万kW・PWR

2号機 : 89.0万kW・PWR

(3) 着工／運転開始／経過年数 (平成30年2月時点)

1号機 : 昭和54年 1月／昭和59年 7月／33年

2号機 : 昭和56年 5月／昭和60年11月／32年



原子力災害対策重点区域の概要

- ▶ 鹿児島県地域防災計画では、原子力災害対策指針に示されている「原子力災害対策重点区域」として、発電所から概ね半径5kmを目安とするPAZ内、発電所から概ね半径5～30kmを目安とするUPZ内の対象地区名を明らかにしている。
- ▶ 川内地域における原子力災害対策重点区域は、PAZ内は薩摩川内市、UPZ内は7市2町にまたがる。



※ 人口は、平成29年4月1日時点

出典：国土地理院ホームページ (<http://maps.gsi.go.jp/#9/35.795538/136.051941>)
「白地図」国土地理院 (<http://maps.gsi.go.jp/#10/35.533344/135.689392>) をもとに内閣府(原子力防災)作成

<概ね半径5km>

PAZ(予防的防護措置を準備する区域):

Precautionary Action Zone

⇒ 急速に進展する事故を想定し、放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を実施する区域

1市(薩摩川内市)

住民数:4,524人※

<概ね半径5～30km>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):

Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事故が拡大する可能性を踏まえ、屋内退避や避難等を準備する区域

7市2町(薩摩川内市、いちき串木野市、

阿久根市、鹿児島市、出水市、

日置市、始良市、さつま町、長島町)

住民数:203,761人※

原子力災害対策重点区域周辺の人口分布（一般住民）

➤ PAZ内人口は4,524人、UPZ内人口は203,761人、原子力災害対策重点区域内の人口は合計で208,285人。

関係市町名	PAZ内		UPZ内		合 計	
	(概ね半径5km)		(概ね半径5～30km)			
さつ ま せん だい し 薩 摩 川 内 市	4,524人	2,454世帯	87,944人	41,013世帯	92,468人	43,467世帯
い ち き の し いちき串木野市			28,569人	13,351世帯	28,569人	13,351世帯
あ く ね し 阿 久 根 市			21,267人	10,273世帯	21,267人	10,273世帯
か ご しま し 鹿 児 島 市			827人	465世帯	827人	465世帯
い ず み し 出 水 市			21,783人	9,772世帯	21,783人	9,772世帯
ひ おき し 日 置 市			26,348人	11,499世帯	26,348人	11,499世帯
あい ら し 始 良 市			9人	8世帯	9人	8世帯
さ つ ま ちょう さ つ ま 町			16,165人	7,765世帯	16,165人	7,765世帯
なが しま ちょう 長 島 町			849人	383世帯	849人	383世帯
合 計	4,524人	2,454世帯	203,761人	94,529世帯	208,285人	96,983世帯

昼間流入人口（就労者等）の状況

- 平成27年国勢調査によれば、薩摩川内市^{さつ ま せんだい し}全体での他市町村からの昼間流入人口は、約8,000名／日。
- また、平成26年経済センサスによると、電気業のほか建設業及び物流関連企業を中心に256事業所、約3,300人がPAZ内にて就労。
- 就労者の多くは、自家用車を通勤手段としている。

	他地域からの 流入人口(人)	他地域への 流出人口(人)	差引増△減(人)
さつ ま せんだい し 薩摩川内市	7,989	7,032	957

※ 平成27年国勢調査従業地・通学地集計 従業地・通学地による人口・就業状態等集計(総務省統計局)

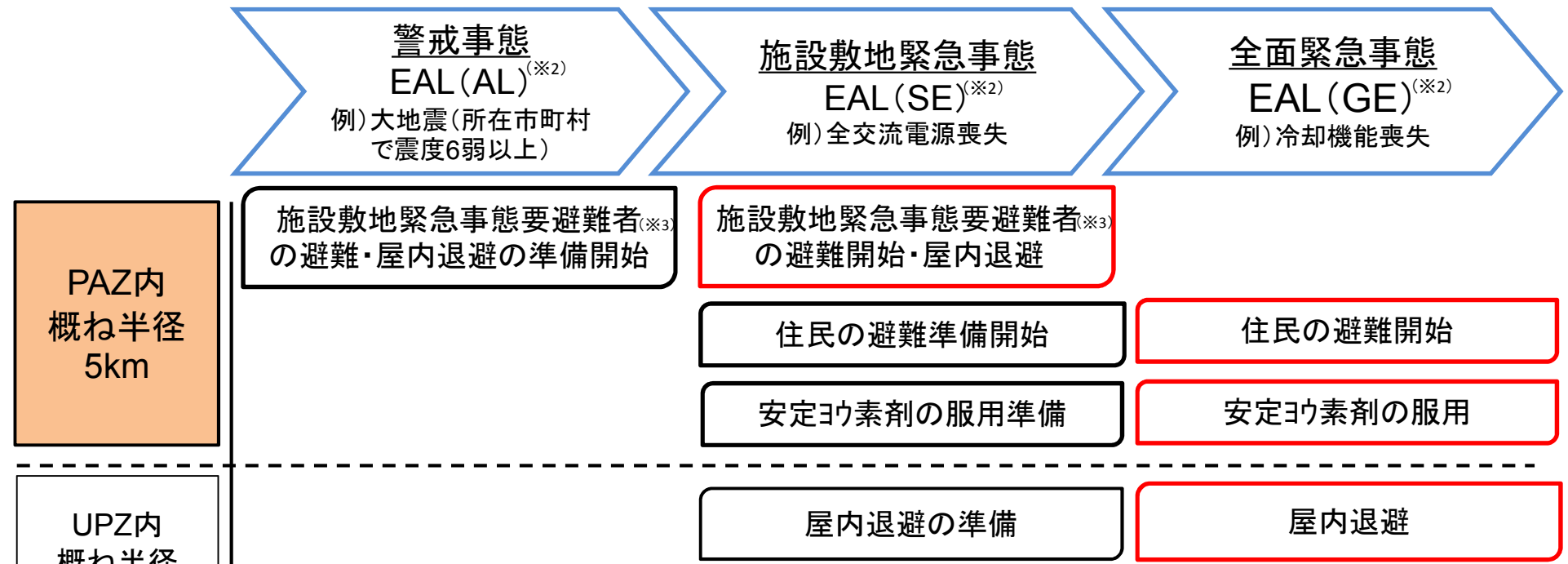
PAZ内対象地区	事業所数	従業員数(人)
そう ろう 滄 浪	34	975
より た 寄 田	10	55
みず ひき 水 引	172	2,038
みね やま 峰 山	40	247
合 計	256	3,315

※ 総務省・経済産業省『平成24年経済センサス-活動調査』の調査票情報を基に現地確認を行った上で独自集計したものである。

3. 緊急事態における対応体制

原子力災害対策指針が定める緊急時の防護措置 (緊急時活動レベル: EAL^(※1))

- 緊急事態の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から、必要に応じた防護措置を講じることとしている。
- 具体的には、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を3つに区分。



PAZ内
概ね半径
5km

UPZ内
概ね半径
5km~30km^(※4)

UPZ外
概ね半径
30km~^(※5)

(※1) EAL(Emergency Action Level): 緊急時活動レベル
原子力施設の状況に応じて、避難や屋内退避等の防護措置を実施するための判断基準。

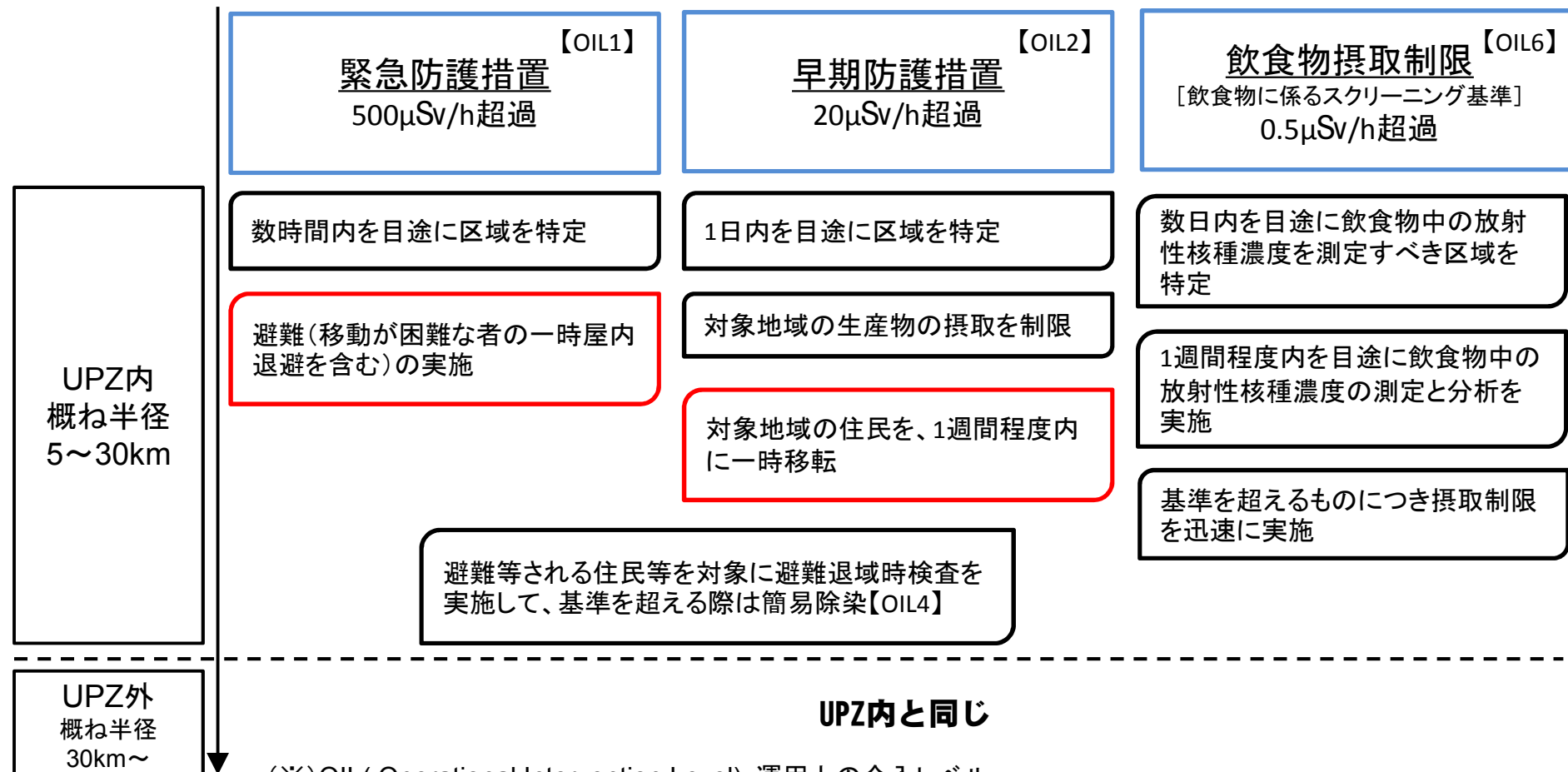
(※2) (AL)=Alert (SE)=Site area Emergency (GE)=General Emergency

(※3) 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。)、安定ヨウ素剤の服用が不適切な者等のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

(※4) 事態の規模、時間的な推移や現地の状況に応じてUPZ内においても段階的に避難等の予防的防護措置を実施する場合あり。

(※5) UPZ内と同様に、事態の進展等に応じて屋内退避を行う必要がある。このため、全面緊急事態に至った時点で、必要に応じて住民等に対して屋内退避を実施する可能性がある旨の注意喚起を行わなければならない。

- 放射性物質の放出後、高い空間放射線量率が計測された地域においては、被ばくの影響をできる限り低減する観点から、数時間から1日以内に住民等について避難等の緊急防護措置を講じる。
- また、それと比較して低い空間放射線量率が計測された地域においても、無用な被ばくを回避する観点から、1週間程度内に一時移転等の早期防護措置を講じる。



(※) OIL (Operational Intervention Level): 運用上の介入レベル

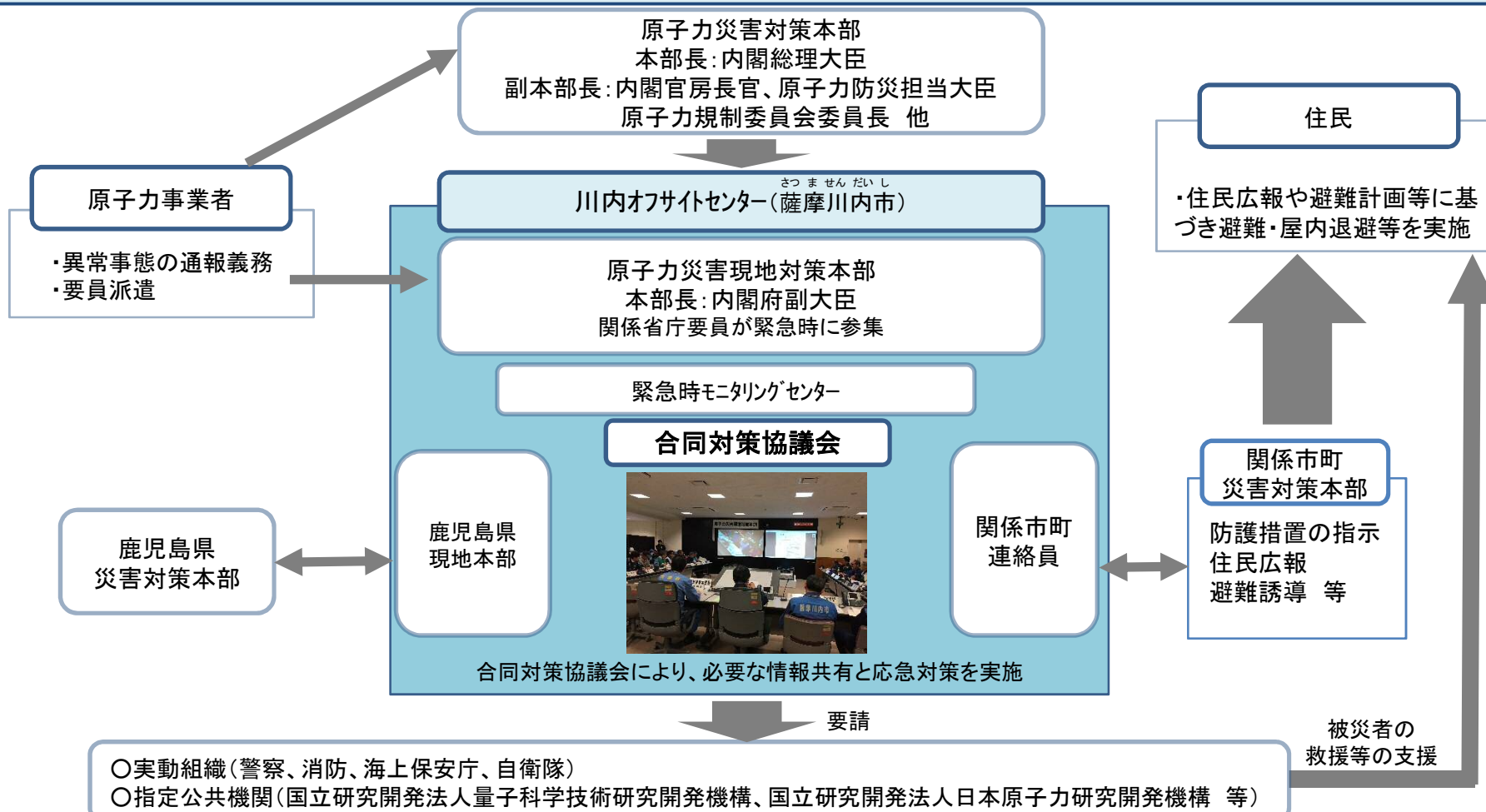
放射線モニタリングなどの計測された値により、避難や一時移転等の防護措置を実施するための判断基準

鹿児島県及び関係市町の対応体制

- 鹿児島県及び関係市町は、警戒事態で災害対策本部を設置し、鹿児島県は現地災害対策本部を鹿児島県原子力防災センター（以下、「川内オフサイトセンター」という。）に設置。
- 災害対策本部では、要員参集、情報収集・連絡体制の構築、住民等に対する情報提供をはじめ、PAZにおける施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始。
- 警戒事態に至らないような事故や薩摩川内市で震度5弱以上の地震の発生を認知した場合等には、鹿児島県及び関係市町は災害警戒本部の設置等、異常事象に対処する体制をとる。



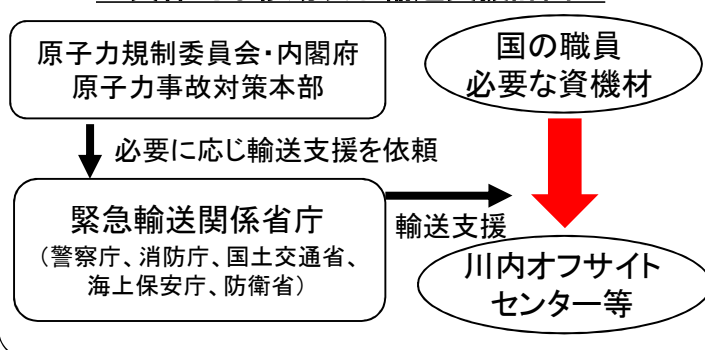
- 薩摩川内市において震度5弱以上の地震の発生を認知した場合（警戒事態の前段階から）、原子力規制庁及び内閣府（原子力防災担当）の職員が参集し、川内オフサイトセンター（OFC）及び原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）に原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を立ち上げ、情報収集活動を開始。
- 警戒事態に至った場合、現地への要員搬送や緊急時モニタリングの準備を開始。
- 施設敷地緊急事態に至った場合、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部の設置及び関係省庁事故対策連絡会議を開催し対応。また、内閣府副大臣及び国の職員を川内オフサイトセンター等へ派遣。
- 全面緊急事態に至った場合、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、県・市町等のメンバーからなる合同対策協議会を開催し、相互協力のための調整を行いつつ対応。



国の職員・資機材等の緊急搬送

- 施設敷地緊急事態発生の通報後、あらかじめ定められた100名程度の国の職員を川内オフサイトセンター及び鹿児島県庁等に派遣。併せて必要な資機材の緊急搬送を実施。
- その後、状況に応じて追加要員及び資機材の緊急搬送を実施。

<具体的な移動及び輸送支援計画>



川内オフサイトセンターへの派遣（警察、自衛隊による輸送支援の一例）
環境省・内閣府～入間基地～鹿児島空港～川内駐屯地～川内オフサイトセンター
※平成25年度原子力総合防災訓練の実績による

オフサイトセンターの放射線防護対策・電源対策

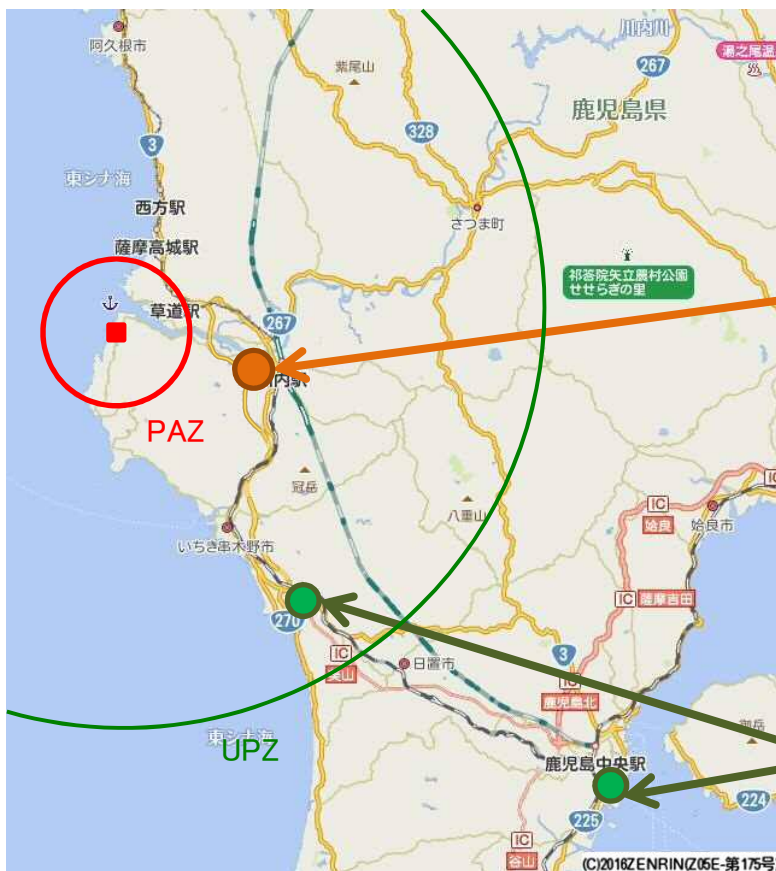
せん だい
➤ 川内オフサイトセンターは、耐震構造、鉄筋コンクリート造5階建ての構造になっている。

【放射線防護対策】

- ・放射性物質除去フィルター、換気設備、除染設備を整備済み。

【電源対策】

- ・無停電電源装置、非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置。
- ・非常用発電機の燃料不足時には、九州電力(株)が継続して燃料補給を実施。



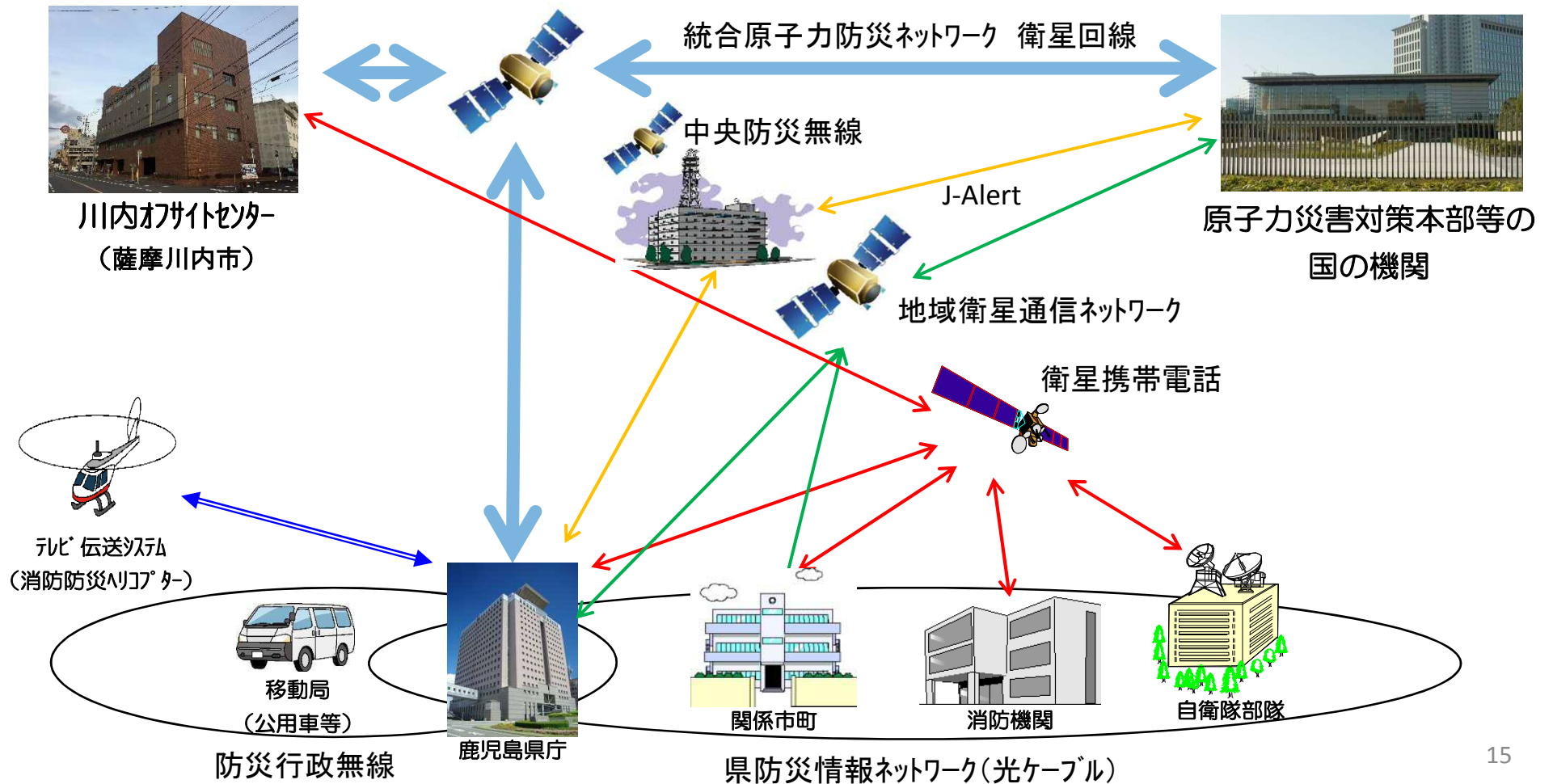
川内オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)
〔放射線防護対策、無停電電源装置、非常用発電機
(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置
(発電所からの距離約11km)〕

仮にオフサイトセンターが機能不全に陥った場合でも、
代替オフサイトセンターに移動し、対応可能

- 鹿児島県消防学校(日置市): 発電所から約24km
(放射線防護対策及び非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置)
- 鹿児島県庁庁舎(鹿児島市): 発電所から約46km
(非常用発電機(3日間運転分の燃料を備蓄)を設置)

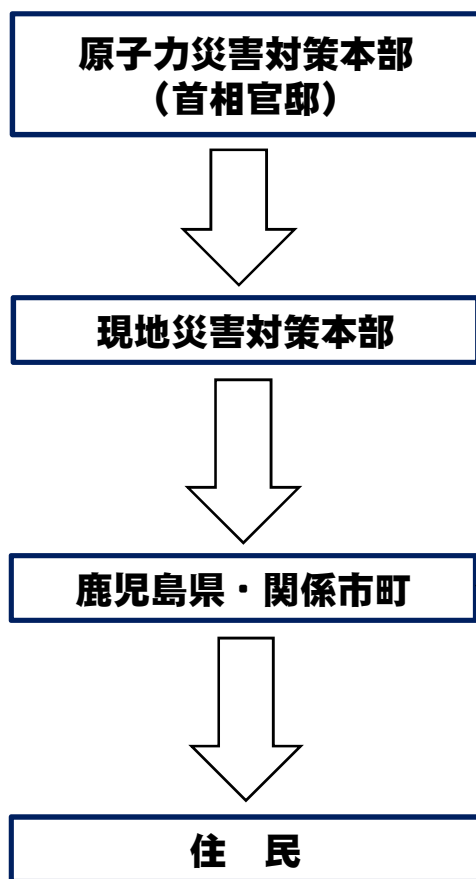
- 一般回線が通信不全の時には、原子力災害対策用に整備されているTV会議回線を含む専用通信回線を使用し、更に専用通信回線が不全の場合は、衛星回線を使って、連絡体制を確保。
- その他、中央防災無線、衛星携帯電話などを使用し、連絡体制を確保。

＜一般回線及び専用通信回線が使用不能の場合＞



- 防護措置(避難、屋内退避、一時移転、安定ヨ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ等を活用し、住民へ情報を伝達。

＜関係市町が整備する住民への主な情報伝達手段＞



防災行政無線
(屋外拡声子局)



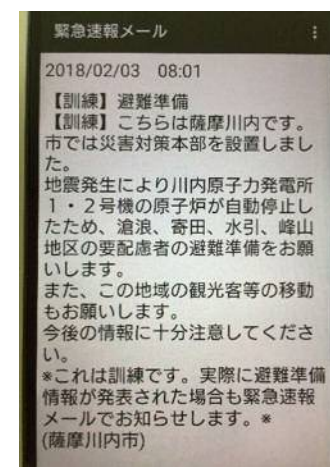
防災行政無線
(薩摩川内市からの発信)



広報車



防災行政無線
(戸別受信機)



緊急速報メールサービス(イメージ)

観光客等一時滞在者への情報伝達体制

- 鹿児島県及び関係市町は、PAZ及びUPZ内の観光客等一時滞在者に対し、警戒事態の段階で帰宅等の呼びかけを行う。
- なお、帰宅等の呼びかけは、鹿児島県及び関係市町は、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ・ラジオ等により観光客等一時滞在者に伝達(16頁と同様)。
- その後、事態の進展に伴い、防護措置(避難、一時移転、安定ヨウ素剤の服用指示等)が必要になった場合は、国の原子力災害対策本部等から、鹿児島県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供し、観光客等一時滞在者に伝達。

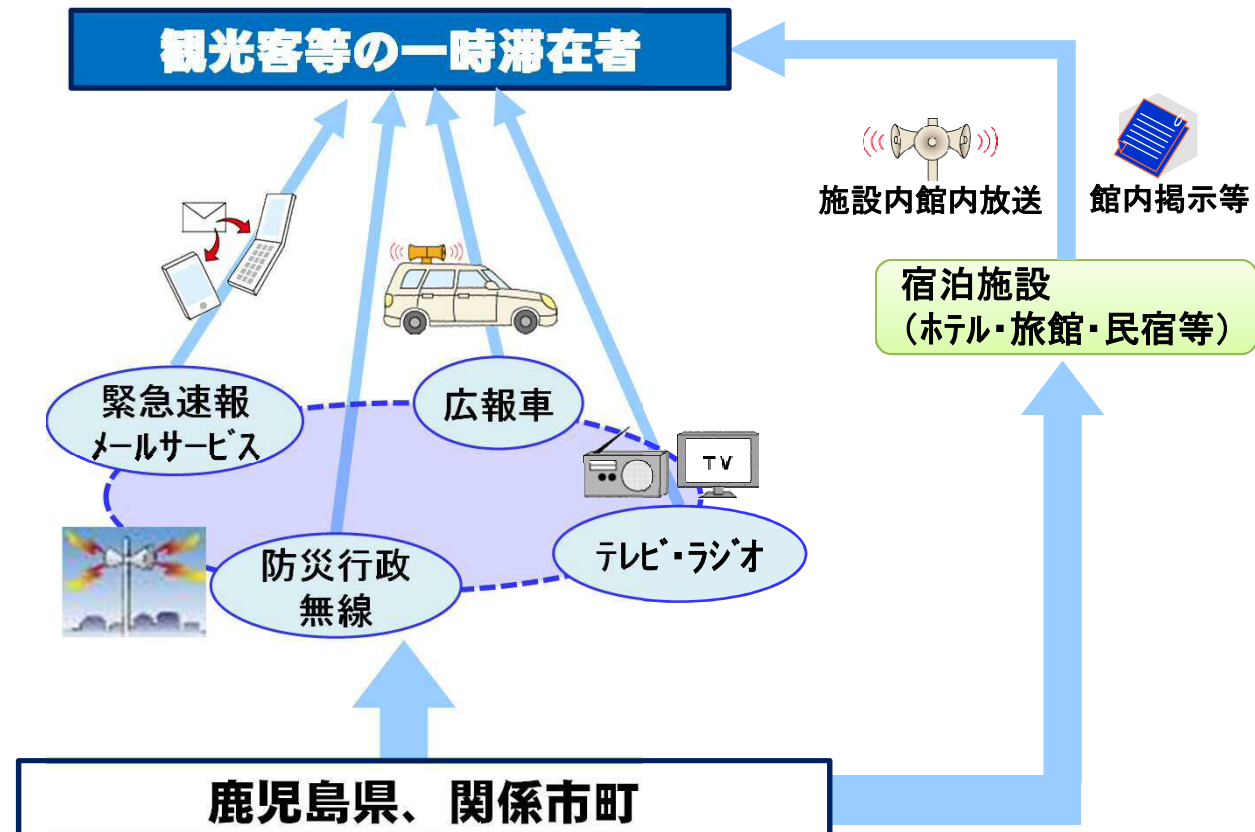
【緊急速報メールサービス(イメージ)】

受信メール

2017/10/21 午前9:03

緊急情報

(〇〇市・町)からのお知らせです。先ほどの地震による影響について、川内原子力発電所の安全確認を行っています。現在、放射性物質の放出は確認されていませんが、今後、避難等を行っていただく可能性があります。観光客等一時滞在者の皆様は、避難等の準備をするため、帰宅や宿泊先に戻るなどしてください。住民の皆様も、現在のところ避難や屋内退避を行う必要はありません。県や市町の情報に注意し、落ち着いて行動してください。

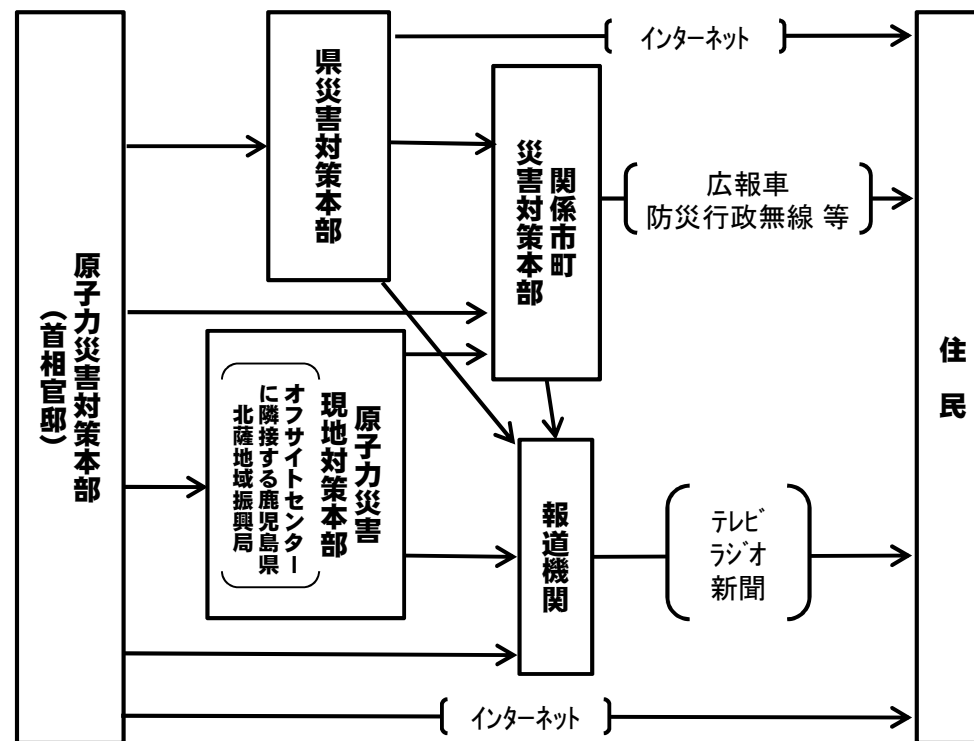


- 迅速かつ適切な広報活動を行うため、事故情報等に関する中央での記者会見は官邸(内閣官房長官が会見を行い、原子力規制委員会委員等が技術的な内容等を補足説明)において実施。
- 現地での記者会見については、川内オフサイトセンターに隣接する鹿児島県北薩地域振興局において実施。
- 必要に応じ、在京外交団等に情報提供を行うとともに、在外公館を通じて、各国政府等にも情報提供。

【主な広報事項】

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③原子力発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域

【情報発信のイメージ】



一元的に情報発信を行うことができる体制を構築するとともに、発信した情報を共有

国における対応

- 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部、指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を設置するとともに、人員の配置等を行うための体制を整備。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を実施。
- 川内オフサイトセンターでは、鹿児島県及び関係市町の間合せ対応を支援。

鹿児島県及び関係市町における対応

- 鹿児島県及び関係市町は、住民からの間合せに対応する相談窓口を設置するとともに、被災者に対する健康相談窓口（心身の健康相談）等を設置。

住民等のニーズを見極め、柔軟に対応

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①事故の発生日時及び概要 | ⑤住民等がとるべき行動 |
| ②事故の状況と今後の予測 | ⑥避難対象区域及び屋内退避区域 |
| ③原子力発電所における対応状況 | ⑦被災企業等への援助・助成措置 |
| ④行政機関の対応状況 | ⑧被災者からの損害賠償請求（九州電力） |

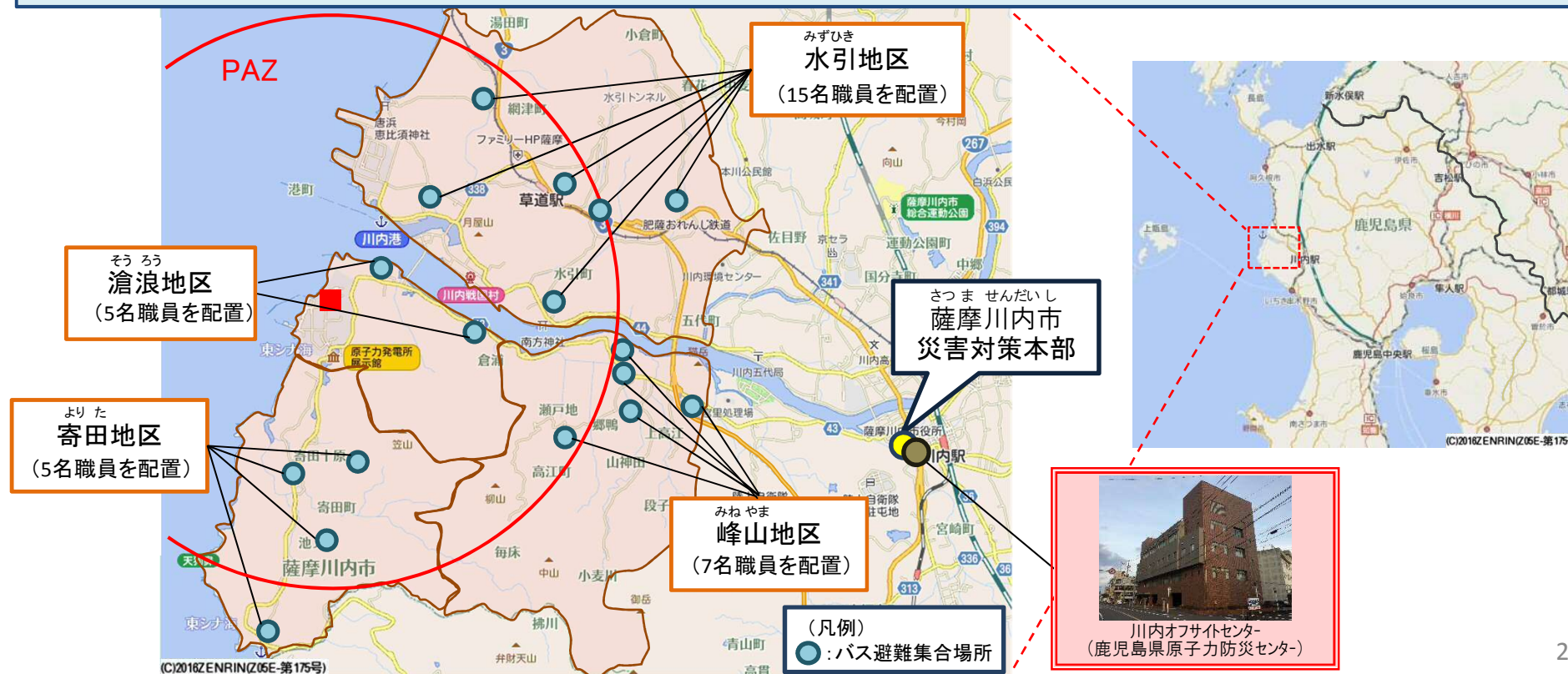
4. PAZ内の施設敷地緊急事態 における対応

＜対応のポイント＞

1. PAZ内の小・中学校、保育所の児童等については、警戒事態で保護者への引渡しを実施するが、施設敷地緊急事態の段階で引渡し完了していない児童等の移動手段を確保し、避難を開始すること。
2. PAZ内の病院における入院患者及びPAZ内の社会福祉施設の入所者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を講じた屋内退避施設（以下、「放射線防護施設」という。）に屋内退避すること。
3. 在宅の避難行動要支援者を、あらかじめ定められた避難先へ移送すること。ただし、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に屋内退避すること。
4. 全面緊急事態に備えて、PAZ内の住民に避難準備を呼びかけるとともに、バス避難集合場所・避難先の開設、移動手段の確保等の準備を開始すること。

鹿児島県及び薩摩川内市における初動対応

- 鹿児島県は、警戒事態が発生した段階で鹿児島県庁に県災害対策本部、川内オフサイトセンターに県現地災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 薩摩川内市は、警戒事態が発生した段階で市役所に災害対策本部を設置し、要員が参集。
- 鹿児島県及び薩摩川内市は、川内オフサイトセンターに要員が参集し、川内オフサイトセンターの立ち上げを支援。
- 警戒事態が発生した段階で、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備のため、鹿児島県及び薩摩川内市は、自家用車で避難が出来ない住民の避難用車両等の手配を開始するとともに、薩摩川内市PAZ内の住民が避難のために集合するバス避難集合場所を17ヶ所開設し、滄浪地区に5名、寄田地区に5名、水引地区に15名、峰山地区に7名の合計32名の職員を配置。
- 警戒事態になった場合、消防団によるPAZ内の施設敷地緊急事態要避難者への避難準備広報を行う。



薩摩川内市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- コミュニティセンター等へ派遣された市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合場所に派遣された薩摩川内市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 医療機関、社会福祉施設、小中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 医療機関・社会福祉施設、小中学校・保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部から実施



防災行政無線戸別受信機
(戸別に受信可能)



広報車

- 各コミュニティセンター等に派遣された薩摩川内市職員は、IP無線等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



IP無線



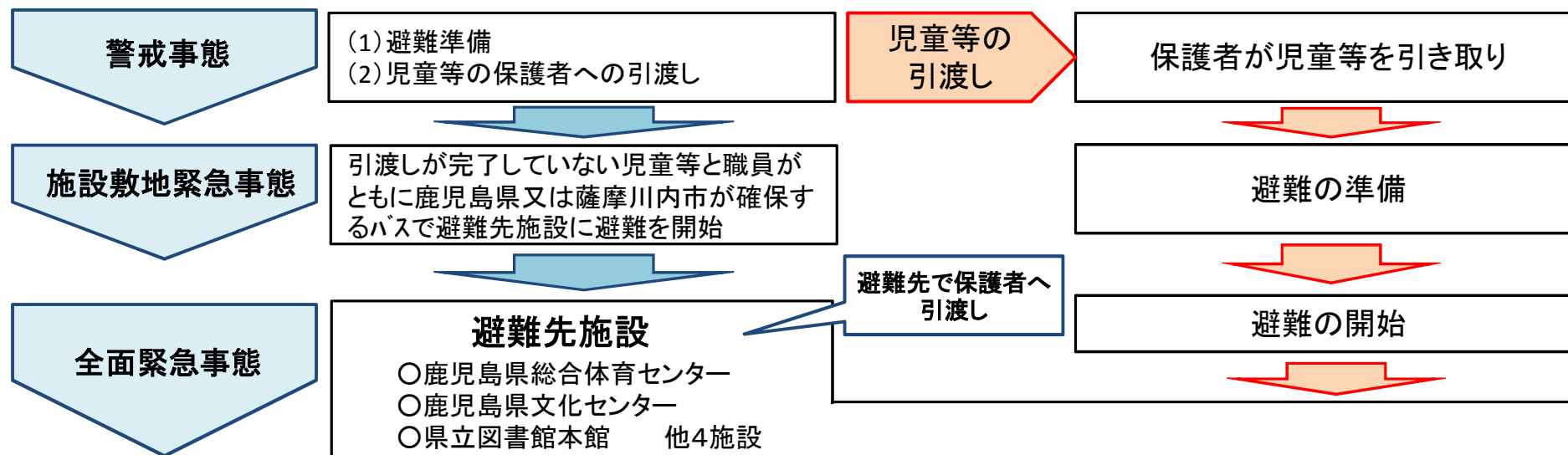
緊急情報システム

PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の4つの小・中学校の児童・生徒(234人)及び2つの保育所の幼児(116人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校・保育所			
学校名	人数(人)		
	児童等	職員	合計
水引(みずひき)小学校	128	13	141
峰山(みねやま)小学校	29	8	37
水引(みずひき)中学校	64	11	75
高江(たかえ)中学校	13	11	24
小計	234	43	277
水引(みずひき)保育園	67	23	90
高江(たかえ)保育園	49	18	67
小計	116	41	157
合計	350	84	434

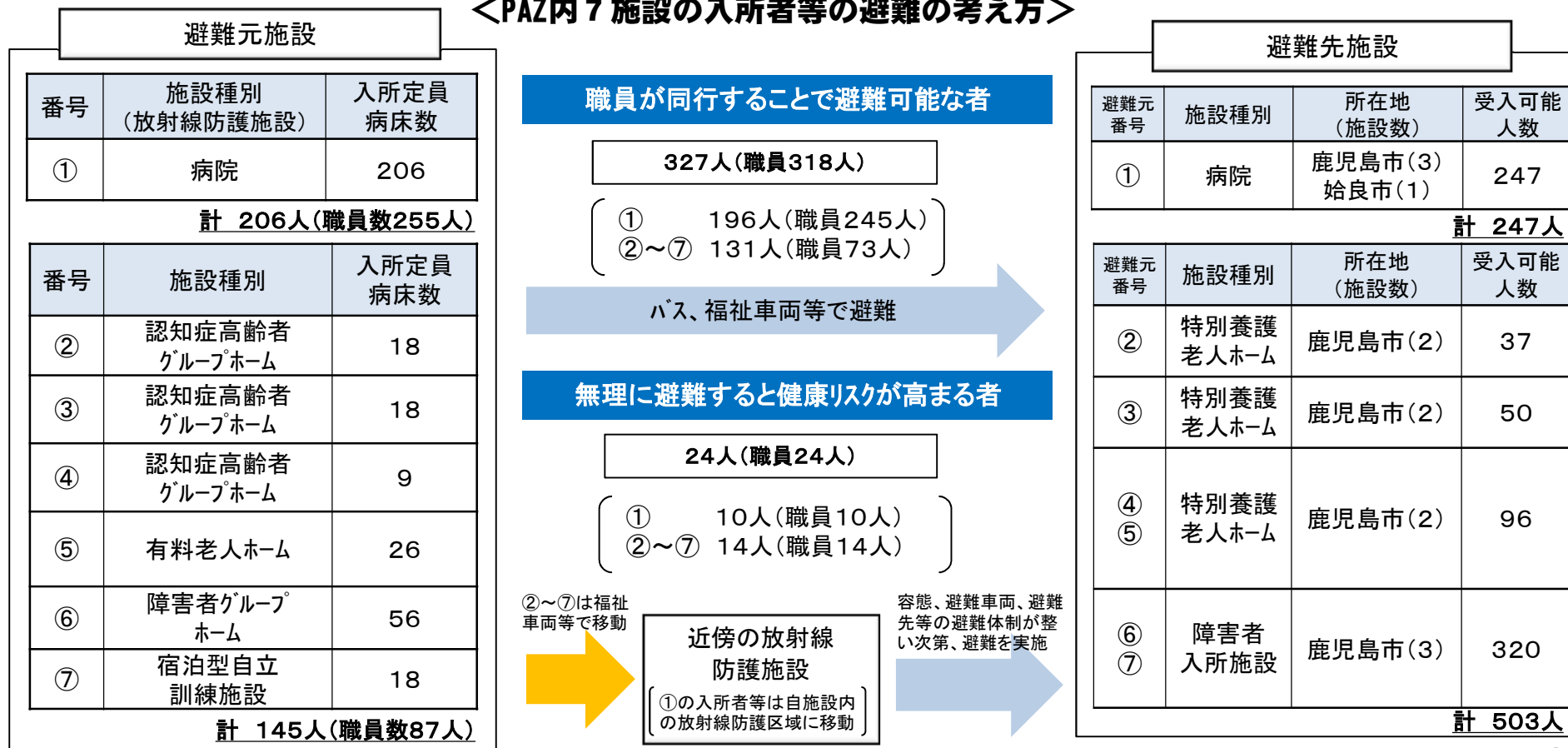
※児童等の人数については
平成29年5月1日現在
※高江中学校は
平成30年3月31日閉校



PAZ内の医療機関及び社会福祉施設の避難先

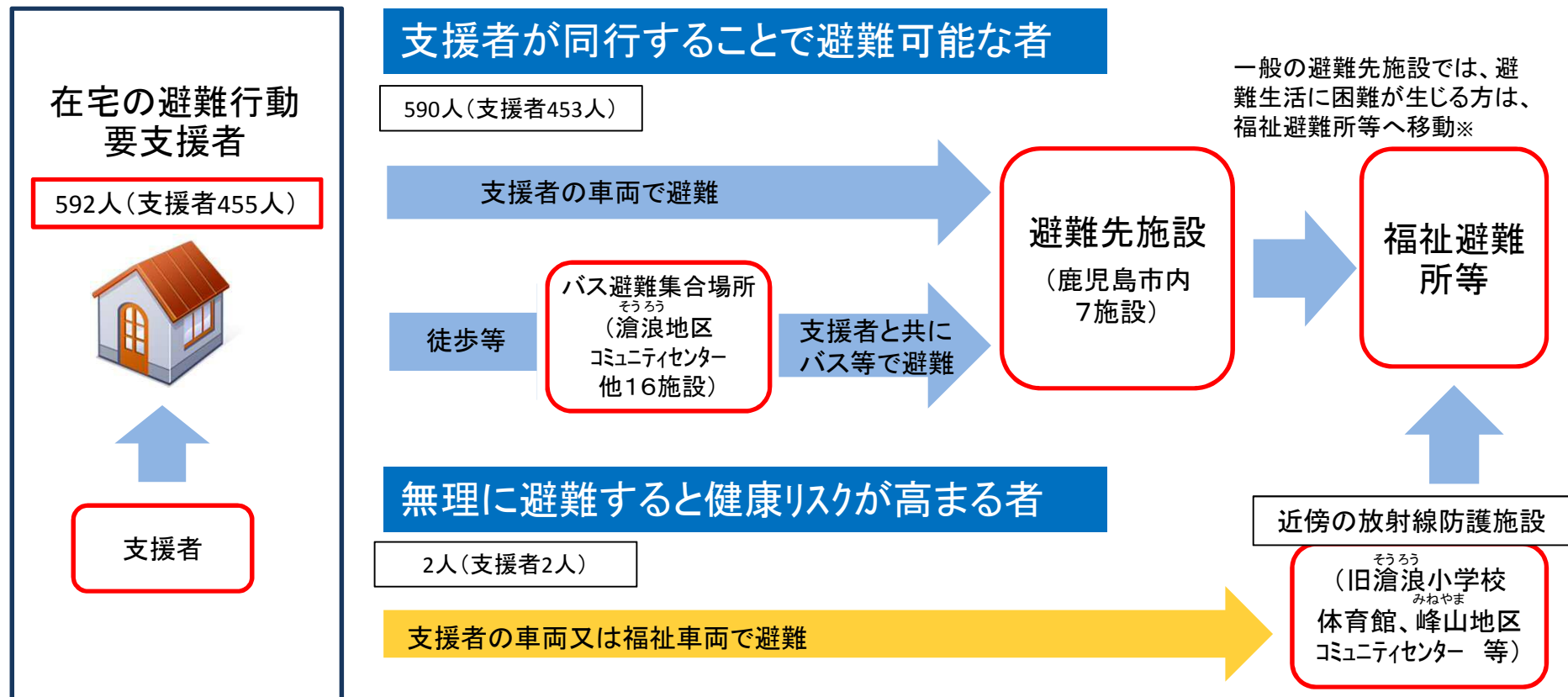
- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(7施設351人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、UPZ外において、避難先を確保。
- 施設の入所者等のうち、職員が同行することで避難可能な者は、鹿児島県等にて確保した車両にて避難を開始。
- なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者のうち、放射線防護対策が講じられた施設の入所者等については、自施設内の放射線防護対策区域で屋内退避を実施。その他の放射線防護対策が講じられていない施設の入所者等については、近傍の放射線防護施設に移動し、屋内退避を実施。その後、容態、避難車両、避難先等の避難体制が整い次第、避難を実施。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

<PAZ内7施設の入所者等の避難の考え方>



PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応

- 在宅の避難行動要支援者は592人。うち、455人は避難時の支援者があることを確認。残り137人については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、民生委員等を通じて対応。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ避難。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は九州電力が配備する福祉車両等で、近傍の放射線防護施設へ避難。

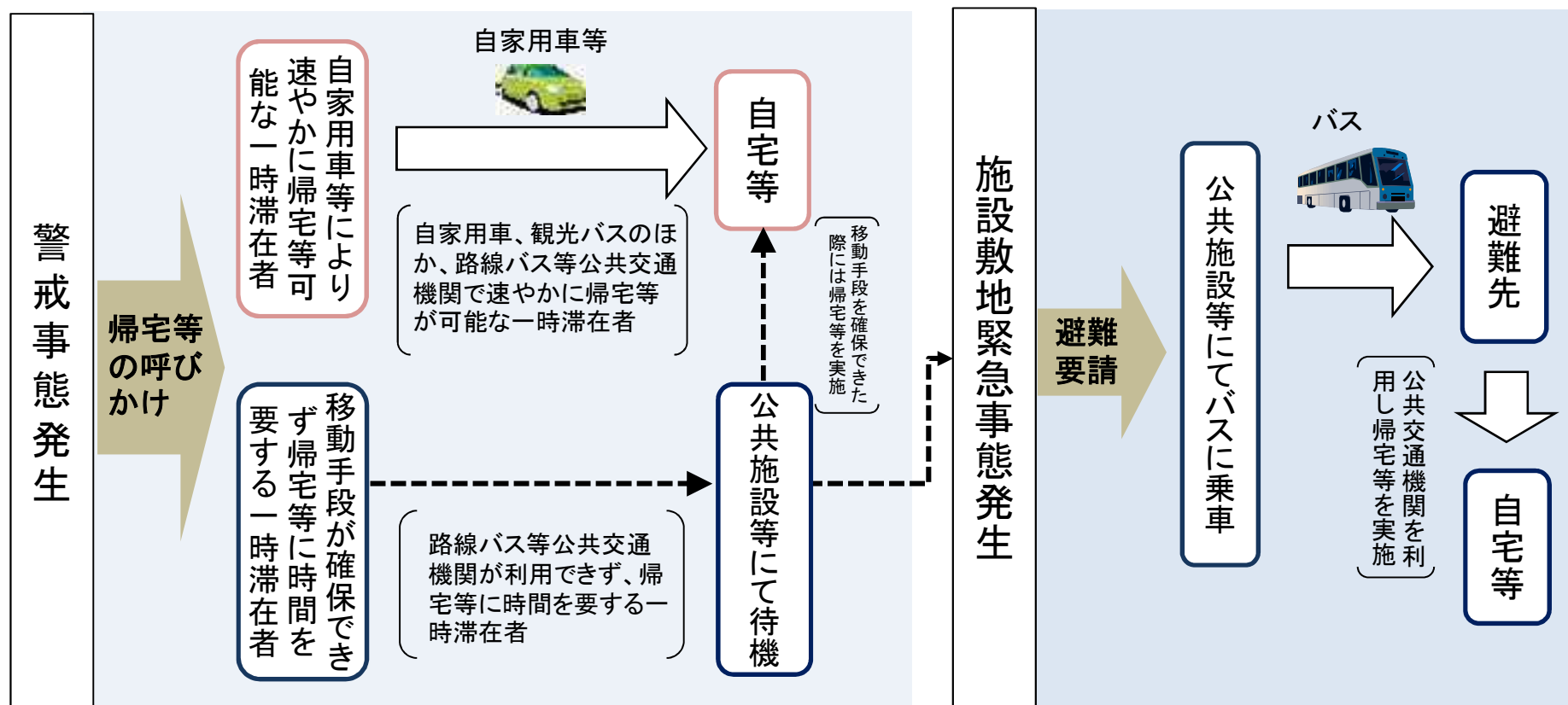


※ 県内福祉避難所(UPZ内地域を除く)471施設から、鹿児島県災害対策本部において関係機関と調整し決定

PAZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び薩摩川内市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態となった時点で帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、公共施設等にて待機し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、公共施設等にて鹿児島県や薩摩川内市が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ内の観光施設における入場見込み人数は130人程度、民間企業(従業員30人以上)は17社(約1,700人)存在。

PAZ内の観光施設の状況

地区名	施設	入場見込人数(人)※
<small>そうろう</small> 滄浪地区	九州電力川内原子力発電所展示館	134

※ 入場ピーク月の入場者数を1日当りの平均値として按分した数であり、目安である。

PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
滄浪地区	久見崎町	4	788

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
水引地区	港町	6	338
	小倉町	1	43
	水引町	1	246
	湯島町	3	196
	網津町	1	34
合計		12	857

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
峰山地区	高江町	1	67

合計：17社1,712人

- ※ 寄田地区には、従業員30人以上の規模の事業所なし
- ※ 民間企業の従業員については、通勤に使用する自家用車、バスで避難
- ※ 出典：平成26年経済センサス-基礎調査 町丁・大字別集計

施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約2,168人（うち、支援者等871人を含む）について、バス60台、福祉車両23台（ストレッチャー仕様10台、車椅子仕様13台）。

	想定対象人数	必要車両台数※1			備考
		バス	福祉車両※2 (ストレッチャー仕様)	福祉車両※2 (車椅子仕様)	
学校・保育所の避難	434人 (児童350人、職員84人) (6箇所)	10台	—	—	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・保護者への引き渡しによりその分必要車両台数は減少。【資料P23参照】
医療機関及び社会福祉施設の避難 (入所者及びその施設の職員を避難先施設に輸送)	645人 (入所者327人、職員318人) (7箇所)	15台	—	5台	・バス1台あたり45人程度の乗車を想定 ・放射線防護対策が講じられた施設入所者については、自施設内の放射線防護区域に移動し、入所者等の避難に必要な体制が整うまで屋内退避を実施。【資料P24参照】
医療機関及び社会福祉施設の入所者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者の避難	28人 (入所者14人、職員14人)	—	—	3台	・放射線防護対策が講じられた病院施設入所者(20人(入所者10人+職員10人))については、自施設内の放射線防護区域に移動するため、車両は不要。 ・放射線防護対策が講じられていない施設は、放射線防護施設に輸送。近距離のためピストン輸送(3往復)を想定【資料P24参照】
在宅の避難行動要支援者及びその支援者の避難	1,043人 (要支援者590人、支援者453人)	34台	8台	5台	・複数箇所をまわるため、1台当り30人程度の乗車を想定 ・支援者の車両での避難によりその分必要車両台数は減少【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる者及びその支援者の避難	4人 (要支援者2人、支援者2人)	—	2台	—	・放射線防護施設に輸送【資料P25参照】
観光施設から避難する一時滞在者	14人	1台	—	—	・バス1台当り45人程度の乗車を想定。 ・1日あたりの観光施設の入場見込み人数134人程度のうち、約9割が自家用車や観光バスで来場する想定で、その1割を想定対象人数として算入。【資料P26参照】
合計	2,168人	60台	10台	13台	

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

- 施設敷地緊急事態に至った場合には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難等のために、九州電力が配備する車両のほか、鹿児島県が「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※1に基づき、県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

		確保車両台数			備考
		バス	福祉車両 (ストレッチャー仕様)	福祉車両 (車椅子仕様)	
(A) 必要車両台数		60台	10台	13台	
(B) 車両確保台数		合計60台	合計10台	合計13台	
	PAZ内の医療機関・社会福祉施設(B1)	4台	—	7台	PAZ内医療機関・社会福祉施設の保有車両台数 バス: 4台 福祉車両(ストレッチャー): 2台 福祉車両(車椅子): 7台
	九州電力(B2)	7台	10台	6台	保有車両台数 福祉車両(ストレッチャー): 10台 福祉車両(車椅子): 6台 ※バスは、地元バス会社所有
	鹿児島県(協定に基づき調達) (B) - (B1) - (B2)	49台	—	—	保有車両台数 バス: 約1,400台

※1 鹿児島県と公益社団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

避難を行うことにより健康リスクが高まる避難行動要支援者に係る対応

- 避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、近傍の放射線防護施設（14施設）へ移動。
- 既存の14施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計1,122人を受入れ可能。
- また、これら14施設では、屋内退避者のための4日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- 住民等に対し、放射線防護施設等について、更なる普及啓発を図る。



自然災害等により道路等が通行不能になった場合の復旧策

- 避難開始前の段階で、避難計画で避難経路として定められている道路等が、自然災害等により使用出来ない場合は、PAZの鹿児島県及び薩摩川内市は、代替経路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施。
- 高速道路及び直轄国道については、国土交通省九州地方整備局及び高速道路会社(NEXCO)が、早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める。



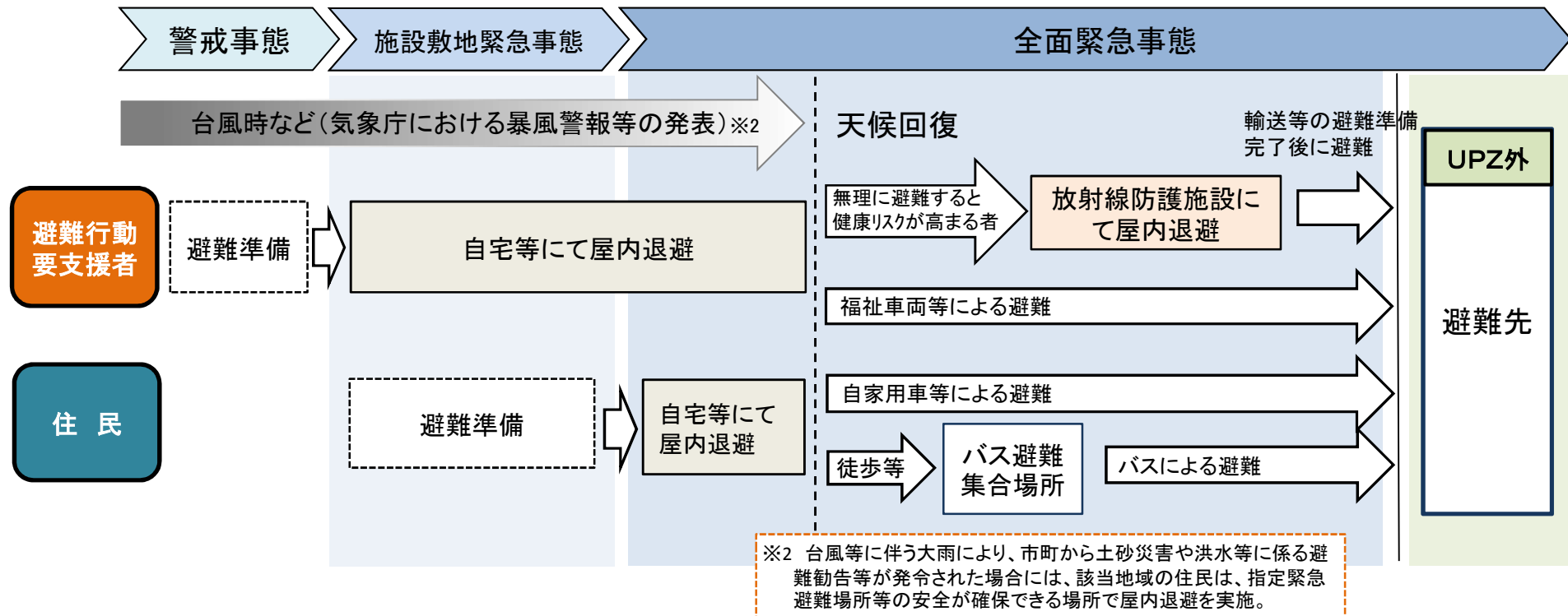
- 災害発生時には、県管理道路のハトロールを実施し、被害の状況等を鹿児島県災害対策本部に報告
- 応急復旧工事は、鹿児島県災害対策本部の判断により実施。鹿児島県と県建設業協会で締結している「大規模災害時における応急対策に関する協定書」をもとに、県建設業協会支部会員民間企業が応急復旧工事を実施

※ 不測の事態により対応できない場合、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施

台風時などにおけるPAZ内の防護措置

- 台風等により気象庁から暴風警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護施設で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する※1際には、国及び鹿児島県等は、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)



※1 仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。